

根 拠 法 令			解 説
浄化槽法施行規則 (保守点検の時期及び記録等) 第5条第8号 (P-96 参照)			
浄化槽法施行規則 (保守点検の回数の特例) 第6条 みなし浄化槽に関する法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。			
処 理 方 式	浄 化 槽 の 種 類	期 間	
全ばつ気方式	1. 処理対象人員が20人以下	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検の実施時期及び、回数については、使用開始直前に1回実施しなくてはならないとなっている(浄化槽法施行規則第5条)</li> <li>使用開始月(または清掃月)を基点に、その2ヵ月後に設定し、その後は法定どおりの設定(回数)とする(P-116 全国環整連浄化槽維持管理システム参照)</li> </ul>
	2. 処理対象人員が21人以上300人以下	2月	
	3. 処理対象人員が301人以上	1月	
分離接触ばつ気 分離ばつ気	1. 処理対象人員が20人以下	4月	
	2. 処理対象人員が21人以上300人以下	3月	
単純ばつ気方式	3. 処理対象人員が301人以上	2月	
散水ろ床平面 酸化地下砂ろ 過方式		6月	
この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA3302)」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満端数は、切り上げるものとする。			

2. 浄化槽維持管理

<p>2 浄化槽に関する法第 10 条第 1 項の規定による保守点検回数</p> <p>は、使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに 1 回以上とする。</p>		
処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気 嫌気ろ床接触ばつ気 脱窒ろ床接触ばつ気	1. 処理対象人員が 20 人以下	4 月
	2. 処理対象人員が 21 人以上 50 人以下	3 月
活性汚泥方式		1 週
回転板接触方式接触ばつ気 散水ろ床方式	1. 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1 週
	2. クリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1 に掲げるものを除く）	2 週
<p>この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1 未満端数は、切り上げるものとする。</p>		